

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	経済部 令和4年度分（必要に応じて令和3年度分）事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 5 年 2 月 22 日
提 出 日	令和 6 年 9 月 11 日
担 当	経済部 経済政策課（TEL 265-3896）

指摘事項	措 置 状 況
イ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。 しかしながら、商工課が備品管理システムに記録している備品について、所在を確認できないものがあった。 今後は、岐阜市予算規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。なお、支出負担行為書の作成時期に関する指摘については、令和2年度の定期監査及び行政監査においても同様の指摘をしており、確実に対応されたい。	岐阜産業会館にて所在が確認できない備品については、所在の把握に努めたものの、現存していないことが判明したため、廃棄手続きを実施し、備品登録から除外した。 今後は、岐阜市予算規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努める。